

(仮称)周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	第1条 (目的)	「その他の」の用法は、前の事柄が後ろの事柄の例示である場合に使われるので、自然環境の前に「及び」があることから、地域環境の例示は、自然環境のみと解されると思います。 また、文面から「地域環境等」とは、地域環境と景観と察することができます。 地域環境には、生産環境、生活環境及び自然環境のほかのこともあるかもしれません。 そこで、素案のこの部分については、「地域環境(自然環境、居住・文化・コミュニティ等の生活環境、作物生産のための生産環境その他の地域の環境をいう。)及び景観(以下「地域環境等」という。)」とされてはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。 「この条例は、太陽光発電設備の設置が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境(以下「地域環境等」という。)」 また、地域環境にはこの他、生産環境などその他様々なものが含まれると理解しておりますが、条文の例示としては、市民が理解しやすい表現としては明記せずに原案を基に上記のとおり修正いたします。
2		「生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境」は、「景観及び生活環境、自然環境その他の地域環境」の意味でしょうか？地域環境の例示は生活環境と地域環境と考えますが如何でしょうか？	地域環境の例示は、自然環境、生活環境及び景観すべてを含んでいます。
3	第2条 (定義)	対象設備を発電出力のみで定義するのは妥当でしょうか。設備面積での対象設備定義を設けるべきではないでしょうか。	国は発電出力で、住宅用と産業用を区分けしており、本市もそれに準拠した形で整理しております。
4		「国及び地方公共団体を除く」必要性は無く、対象規模の施設・事業は事業者に関わらず条例対象とすべきです。	国及び地方公共団体が関係法令、各種ガイドラインに沿って事業を行うことは当然であり、本条例を適用する必要性はないと判断しております。
5		(3)事業区域について どこからどこまでを指すのかもっと詳しく定義すべき。 フェンスがあるならフェンスで囲われた土地。 フェンスがないならどの設備から何m離れたところまでを含むのか、送電線は含まれるのか。	事業区域は発電設備の設置場所(地番単位)と考えております。発電設備には、遮断器などの電気設備や取水設備・水圧管路などの設備の設置場所を含みますが、送電線は含まれません。
6		第5号中の「次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められる規則で定める者」は、「次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められるものとして規則で定める者」ではないでしょうか？	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。 「次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められるものとして規則で定める者」
7		第5号イについて、地区によっては、自治会が地域住民の意見を集約するほどに機能していないところもあるのではないか？残念ながら自治会に所属していない市民もいらっしゃいます。市民参画の観点からは、自治会に限らずコミュニティ組織、地区社会福祉協議会、消防団等の意見も貴重なのではないでしょうか？「地域の公共的団体の代表者」などと、市長が実情を考慮した上で規則により明確にすることにしては如何でしょうか？	周辺関係者は、あくまで当該事業で直接的に影響を受けると考えられる者が対象であると考えています。また、例示いただいた団体は対象範囲が広く、周辺関係者としての意見とは異なると考えます。
8		影響を受ける者の中には、アの土地・建物の権利を有する者の家族もいることから、「権利を有する者」のみならず、「居住者」も掲げておくべきではないでしょうか。 「権利を有する者」と「居住者」は、別々のカテゴリーであり、序列的には「居住者」が上位であると思います。	ご意見を踏まえ、「次に掲げる者」を以下のとおり修正します。 ア 居住者 イ 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者 ウ 自治会の代表者
9		アで示した個々の個人又は法人とは別に、組織(団体)もあることから、イとして「自治会」を規定し、この自治会について第8条第1項の説明を受ける者、同条第2項の理解を得る者、同条第3項の質問・意見を受け、協議する者を規定するために「代表者」とされている推察しますが、影響を受ける組織(団体)には、自治会のみならず、コミュニティ組織、地元の消防団等もあり、太陽光発電設備の予定地のそばには事業所や病院等があるかもしれません。 そこで、素案の第5号は、次のようにされてはどうでしょうか。 (5) 周辺関係者 次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められるものとして規則で定める者をいう。 ア 居住者 イ 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者 ウ 地域の公共的団体、事業所等の代表者	周辺関係者は、あくまで当該事業で直接的に影響を受けると考えられる者が対象であると考えています。また、事業所や病院であっても所有権その他の権利を有する者に該当すれば対象外とはならないと考えています。
10		イのうちの規則で定める者については、太陽光発電設備及びその事業区域からの一定の距離の範囲内に土地・建築物の権利を有する者に限定するのではなく、遠隔地に土地・建築物の権利を有する者であっても太陽光発電設備及び事業区域に隣接する農道や水路を利用する者もあるので、距離だけで範囲を限定されないようにしていただきたいと思います。	事業規模等によって事業区域から一定の距離の範囲を定めることは必要と考えていますが、対象の組織・団体を拡げることは考えていません。ただし、事前協議の段階で、地域の実情に応じた配慮について、検討・協議してまいります。
11		周辺関係者について、以降の条文内容から考えますに「周辺関係者」の定義が狭すぎると考えます。「事業区域周辺〇〇km内住民」等に修正が必要と考えます。	周辺関係者の具体的な範囲については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。
12		(4)周辺関係者について 自治会の代表者だけでは少ない。傍に住んでいる人、周辺土地を利用していいる人、自然災害や事故の際に被害をこうむりうる周辺住人を事前に調査特定し、含むべき。	第2条第1項第5号のとおりであり、自治会の代表者に限りません。また、周辺関係者に「居住者」を追記します。
13		住宅の近く、住宅街の隣接にも厳格な規制を設けるべきではないか。(住宅から50メートル以内は設置出来ない等)	当該土地所有者に対する特別な規制になると考えるため適切ではないと考えます。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
14	第4条 (事業者 の責 務)	特に問題点があると思われるのが農地への設置である。農地への設置には特に厳格な規制を設けるべきではないか。農地を転用して設置の場合は、湿田状態、段々畑、限界集落のような所のみで高齢で耕作できない等の土地は将来利用出来るかもしれないが許可をしないと基準を設定すべきである。	農地の転用に関しては、農地法に基いて手続きされるものと認識しております。
15		第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっております。この方々と「のみ」「良好な関係を保つ」様条例で定めるのは不適切と考えます。	周辺関係者に「居住者」を追記します。
16		「良好な関係を保つ」ではあまりに抽象的な表現と考えます。別の表現を検討すべきです。	本条例は、地域と共生した太陽光発電事業を推進するものであり、両者が「良好な関係を保つよう努める」と表記することで問題ないと考えます。
17		条例に「誠意をもって」といった感覚感情的表現の使用は不要と考えます。誠意があろうがなかろうが「解決」を目指すべきです。	第4条第1項では、事業者に条例の遵守を義務付け、同条第3項において、苦情時の処理に当たっては、相手に対して真摯な態度を示して要求等に応え、解決のために尽力することを求めたものであり、市は必要に応じて助言、指導を行います。
18		事業者は努めるパフォーマンスを見せればそれで許されてしまうのでは市民は納得できない。	事業者が自身の責任において事業を実施することが大前提と考えておりますが、土地所有者等についても良好な地域環境等の保全の責務を認識していただくため明記しているものです。
19	第5条 (土地所有 者等の責 務)	所有者等の土地の管理義務について、土地の所有者等の土地の適正な管理の抽象的・一般的な責務を努力義務とするのは不適切と考えますが如何でしょうか? 土地基本法第6条の規定の趣旨からも「適正に管理する責務を有する。」又は「適正に管理しなければならないものとする。」が良いと考えます。この場合の「ものとする。」はやむをえない合理的な理由があればしない場合もあるということです。例えば、むやみな農薬の散布をしないことや有害な廃棄物を放置しないことも努力義務にどどめるということでしょうか? 義務規定であっても努力規定であっても罰則規定が伴わなければ訓示規定ですが、義務規定と努力義務規定では、市民の受け止め方に差が出る可能性があり、いたずらに誤解を招く可能性があります。所有者自身の個別的な事情により適正な管理ができない場合があるかもしれないから努力義務にしているとすれば、それは適切な語句の使い方ではないと考えますが如何でしょうか?	事業者が自身の責任において事業を実施することが大前提と考えておりますが、土地所有者等についても良好な地域環境等の保全の責務を認識していただくため明記しているものです。
20	第6条 (市民の責 務)	「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」、つまり事業者に関する条例、事業者の責務に関する条例に「市民の責務」の項目が必要なのか疑問です。	本市は地域と共生した太陽光発電事業を推進しており、事業者が開催する説明会に積極的に参加いただきたいとの考え方から定めるものです。具体的な表記については、別途手引き等にて分かりやすくお示しする予定のため、原案のとおりとします。
21		なぜ市民に責務が生じるのか? 一体市民に何をさせようとしているのか不明瞭。具体的に記載すべき。	本市は地域と共生した太陽光発電事業を推進しており、事業者が開催する説明会に積極的に参加いただきたいとの考え方から定めるものです。具体的な表記については、別途手引き等にて分かりやすくお示しする予定のため、原案のとおりとします。
22	第7条 (事前協 議)	この事前協議では、何をどのように協議しようと考えられているのでしょうか。協議の過程において、チェックし、修正をお願いすることがあるのでしょうか。 単なる第8条に規定する説明会の開催のための形式的な前捌きではないと思います。 第8条第2項に記載された「前条の協議の結果を反映した事業計画の内容」との文面から推察すると、事業者と市での具体的な協議(キャッチボール)が行われ、市の意向が反映されるとも考えられますが、いかがでしょうか。 想定している協議のポイントは何でしょうか。 現時点で想定されている協議の具体的な内容、その進め方について、教えてください。	現時点では、当該事業区域、国のガイドラインの遵守、説明会の対象範囲等の書類提出、関係法令の手続きなどについて確認し、必要に応じて修正等を求めるなどを想定しています。
23		いつまでに協議を行うかを明記すべき。またその期日は事業計画届出予定期の1年前等、周辺関係者への説明および協議の時間が十分設けられるような期日とすべし。	事業規模、区域等により関係法令の手続き等が各事業ごとに異なると想定されるため、一律で期限を設けることは難しいと考えます。説明会については第8条にて周辺関係者への理解を得られるよう努めることを求めておりますので、原案のとおりとします。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
24	第8条 (周辺関係者への説明)	8条の説明について口頭の説明ではなく要望・決定事項を後々でも確認できるよう書面を入れてほしい。	ご意見は、施行規則等を制定する際に参考にさせていただきます。
25		第8条第1項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々に「のみ」「説明会を開催」する様条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。	周辺関係者の具体的な範囲等については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。
26		第8条第2項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々に「のみ」「理解を得られる」様条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。	
27		第8条第3項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々から「のみ」意見を受け付け、措置を講ずるよう様条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。 「一定期間にわたり」ではなく、「〇〇以上」と最低限の期間を設定しておくべきと考えます。	
28		「周辺関係者の理解」という表現はあいまいと感じます。表現の再考が必要と感じます。	本市は地域と共生した太陽光発電事業を推進しており、「周辺関係者の理解を得る」ということは適切な表現であると考えております。
29		事業者は前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない、について、説明会は日程を合わせるのが難しいので、説明会を開催すると同時に回覧板をまわして工事内容を知らせてほしい。	説明会に参加できない周辺関係者からの意見の受け付けについては、事前協議の際、事業者へ配慮を促すことで対応したいと考えます。
30		第2項の「理解を得られるよう努めなければならない」 第3項の「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」では事業者は努めればよいだけ好きなようにできてしまう。 周辺関係者の書面による同意を得ること。措置を講じて周辺関係者の確認を得ることすべし。	第9条第1項では、周辺関係者の意見を踏まえた事業計画を届け出ることを求めており、市は必要に応じて助言、指導を行うため、原案どおりとします。
31	第9条 (事業計画の届出)	事業区域が農地であるときには、農業委員会において、農地法に基づく農地転用許可又は届出受理が必要ですが、事業計画の届出と同時に許可申請を行い、許可後に直ぐに設置工事に着手したとしても、「30日以内」が確保できないことがあります。 同様に、都市計画法に基づく開発行為許可その他の関係法令等による許可を要する案件についても起こり得るかもしれません。 条例による事前協議⇒周辺関係者への説明⇒事業計画の届出を経て、事業者は、関係法令に基づく手続を行う流れとしていただきたいと思います。そこで、素案の「設置工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「設置工事に着手する日の30日前までに(関係法令等による許可申請、届出その他の手続を要する場合にあっては、当該手続をする日までに)」とされてはどうでしょうか。	設置工事に着手する「30日前までに」事業計画の届出を求めるものであり、この届出から30日以内に着手することを求めていのではありません。例えば、市へ届出後に関係法令の手続きを行い、その許可等に30日以上を要する場合も想定しておりますので、原案のとおりとします。
32		事業計画が提出された場合は、環境政策課、農業委員会、都市計画課等で協議し許可するかどうか決定すべきである。	本市では許可制は考えておりませんが、事前協議の際は、庁内で関連すると思われる部署へ意見照会を行い対応しております。
33		第9条第1項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々からの意見「のみ」踏まえた事業計画について条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。	周辺関係者の具体的な範囲については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。
34		第7条に「あらかじめ市長と協議を行わなければならない」とありますものの、「事業計画」は「市長に届け出なければならない」=届出制、となっております。「市長に届け出た上で許可/認可を受けなければならない」=許可制/認可制とすべき(結果条文全体の修正が必要)と考えます。	本条例は設置を制限することが目的ではなく、周辺関係者の理解の元、適正な設置、管理がなされ、地域と共生を図ることが重要であると考えておりますので、届出制としております。
35		第9条第3項について、「設置工事」着手前と着手後では、「変更」「中止」が周辺に及ぼす影響が変わります。当条項での「変更」「中止」の時期を明示すべきと考えます。	事業計画の変更は、設置工事着手前に限らず、着手後に変更を要することも考えられます。周辺への影響を鑑みて、着手前、着手後に関わらず、変更内容が重要事項に該当するときは、周辺関係者への説明会を義務付けています。
36		(設置工事開始前の)「事業計画変更」は「市長に届け出なければならない」=届出制ではなく「市長に届け出た上で許可/認可を受けなければならない」=許可制/認可制とすべき(結果条文全体の修正が必要)と考えます。	届出制としておりますので、変更時に許可が必要となることは考えておりません。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
37	第9条 (事業計画の届出)	第9条第3項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々に「のみ」「説明会を開催」する様条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。	周辺関係者の具体的な範囲については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。
38		事業計画は、事前に周辺関係者の同意を得てから、それを証明する署名付きの同意書を添付したうえで届け出ができる、また市長の許可または承認を必要とするものとすべし。	同意を得ることを要件とした場合、事業の決定権が周辺関係者にゆだねられこととなるため、適切ではないと考えます。
39		説明会を開催するだけでなく、再度周辺関係者の同意を得るべきである。	
40		3 項にある「規則」とは何のことか。「重要な事項」について具体的にどのようなことが該当するか明示すべき。	規則は、本条例を実施するための細かい手続き等について定めるもので、今後制定する予定であり、具体的な重要な事項については、規則に定めることとしています。
41		この素案を見ると、事業者の計画、開始、廃止の各届出は記載されているが、事業者が計画を提出してきた時、市は拒否できる項目が全く記載されていない。 その為、今まで農業委員会は計画が提出された時、拒否出来ず全て認可してきているのではないか。	太陽光発電の設置にあたり関係法令の手続きは、各所管機関において法に基づいて処理されるものと認識しております。市は、事前協議後、府内閣連部署へ意見照会を行い、計画内容に法令等に抵触する恐れがある場合や信義則に反するものがあると思われる場合は、事業者へ計画の修正をいただくなど市としての意見を示すことを想定しております。
42	第10条 (標識の設置)	第9条の届出時の事業計画は、住民説明会の後の市長への届出であり、最終的な事業計画と思われます。住民への丁寧な説明、周辺住民の理解を第一と考え、地域住民による事業計画の最終確認の機会の確保の観点から、標識の設置時期は、「第9条の届出後直ちに」が良いと思いますが如何でしょうか？	標識は、発電設備の管理責任を負うべき事業者の所在を明らかにし、緊急時に速やかに連絡を取れるようにするために設置するもので、設置工事着手後が適切と考えます。
43		パネル設置者の連絡先がわかるよう見えやすい所に表示板の設置。	第10条で、道路その他公共の場から見えやすい場所に設置するよう記載しております。
44		第10条第2項について、第9条で(事業計画の届出)、第11条で(事業開始の届出)について定めておりますが、「設置工事着手～完了」の間の事業者の責務が当該第10条だけに見え、条例として不十分と考えます。	事業者の責務については第4条に規定しており、事業の実施のどの段階であっても適用されるものです。
45		交通への影響があるので、工事予告の標識等を作業を行う遅くとも1週間前までに設置するべし。	発電設備に限らず、工事現場においては、法律に基づき様々な標識の掲示が義務づけられていると認識しており、本条例に定めることは考えておりません。
46	第11条 (事業開始の届出)	「事業開始の届出」後の「変更」は「市長に届け出なければならない」=届出制ではなく「市長に届け出た上で許可/認可を受けなければならない」=許可制/認可制とすべき(結果条文全体の修正が必要)と考えます。	設置時に届出制としているため、変更時も届出制としています。
47		第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっています。この方々に「のみ」「説明会を開催」する様条例で定めるのは不適切と考えます。第2条(5)又は当該箇所文面の修正(対象を「事業区域周辺〇〇km内住民」とする)が必須と考えます。	周辺関係者の具体的な範囲については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。
48		「重要な事項」ではなく、「軽微な変更以外」は説明会開催・「軽微な変更」についても通知実施を義務化すべきです。	重要な事項の内容についてどの事項までを含めるかは、本条例の目的に沿って検討してまいります。通知の実施については、事業者が周辺関係者全ての連絡先を把握し通知することは困難と考えます。
49		第2項について、すでに設置完了しているのに、具体的にどういう変更がありうるのか。	長期的な事業と考えますので、例えば、事業期間中に事業者の名称変更や、隣接地の購入等に伴う発電出力の変更などが考えられます。
50		「規則」と出ているが何の規則か。	規則は、本条例を実施するための細かい手続き等について定めるもので、今後制定する予定です。
51		周辺関係者に説明会を開催するだけではなく、同意を得なくてはならないとすべし。	周辺関係者の同意を変更の条件とすることは事業に対する過度な制限となるため考えておりません。
52	第13条 (適正な維持管理)	事業者は、この条例・規則で定める事項の外、電気事業法をはじめとする関係法令や各種ガイドラインに従って太陽光発電設備等の保守点検及び維持管理の計画を策定の上、その実施体制を構築し、太陽光発電設備が技術基準に適合し続けるよう保守点検・維持管理をされるのだと思います。当然、この保守点検・維持管理については、記録し保管されるでしょうから、適正な維持管理が実施されているか否かを確認するため、定期的に、維持管理の実績について報告を求めるることはできないでしょうか。 特に、農作物への害虫の被害防除のために、雑草の草刈りが適切に行われているか否かが気になります。 そこで、素案の第2項の次に次の1項を加えてみてはどうでしょうか。 3. 事業者は、第1項の維持管理について、規則で定めるところにより、1年間の実績をとりまとめ、事業年度の終了後に市長に報告しなければならない。	ご意見にあるとおり、電気事業法をはじめとする関係法令や各種ガイドラインに従って維持管理されるものと認識しておりますので、第17条に定めるとおり、必要に応じて報告等の提出を求めることで対応したいと考えています。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
53	第13条 (適正な維持管理)	<p>(3) 事故、災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、地域環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じること。</p> <p>「支障が生じたとき」とありますが、「支障が生じるおそれがあるとき」の対応も必要ではないでしょうか。</p> <p>また、このようなときに真っ先にやらなければならないことは、周辺関係者への周知だと思います。</p> <p>そこで、第3号は、次のようにされてはどうでしょうか。</p> <p>(3) 事故、災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、地域環境等の保全に支障が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、直ちに周辺関係者に周知するとともに、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じること。</p>	ご意見を踏まえ、第3号の表記を以下のとおり修正します。 「事故、災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、地域環境等の保全に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、直ちに周辺関係者に周知するとともに、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じること。」
54		これまで設置されてきた事例を見ると、昨年まで耕作されていた田んぼに太陽光発電が設置、アパートの北側の田んぼが半分は太陽光発電、半分は荒れている状態。また、住宅の近くの太陽光発電の電源ボックスからブーンという音をだしている、良く管理されている所もあるが色々な問題点もある。	ご意見のような状況があることを踏まえ、適正な設置及び管理について条例化することで地域と共生した太陽光発電事業を推進したいと考えております。
55		設置しづらなしではなく環境保全(草刈等)に努める。	第13条第1項第2号において、雑草の繁茂等に関し、地域環境の保全に支障を生じさせないことを定めています。
56		第13条第1項第2号について、文面が不自然と感じます。 「事業区域からの資材残材等の飛散、事業区域での雑草の繁茂等により、地域環境等の保全に支障を生じさせないこと。」等に変更が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。 「事業区域からの残材等の飛散、雑草の繁茂等により、地域環境等の保全に支障を生じさせないこと。」
57		第13条第1項第4号について、事故災害対策では対応費用で事業者破産の可能性もあります。「保険加入」は「努めること」ではなく「加入必須」とすべきです。	保険は、事業を実施する上で当然加入されるものと認識しておりますが、どのような保険に加入されるかなどは事業者の判断となる部分であると考えます。
58		自然災害(飛来物による損傷からの漏電、有毒物質の流失、土砂崩れによる損傷、流失、損傷、有毒物質の流失) 第4項の保険への加入は努めるのではなく、必須とすること。 そもそも加入できないような事業内容は保険会社から危険とみなされているものなので許可すべきではない。	
59		保険期間も必ず市が施設の適正な撤去が確認、または是正できるのに十分な期間とし、事業主の都合で解約できないようにすること。 また事業者だけでなく、市も受取人とし、事業者に代わって保険金の請求を行える権利を持ち、被害者への補償を行えるようにすること。	市が保険期間及び損害の保障に関与することは適切ではないと考えます。
60		火災が起きてしまった時、迅速に消火活動できますか? 感電の可能性があり、消火活動される方の危険は大丈夫ですか? 火災によりパネルが溶け、土壤に混ざったり、浸透したりはしませんか? そうした場合、その後の土地の利用方法が限定されませんか? 田、畑などは口にする食物に危険はありませんか?	事業者は事業計画の策定にあたっては防火対策についても作成され、災害発生等の非常時には、電気事業法等の規定に則した適切な措置を講ずるものと認識しています。
61	第15条 (廃止の届出)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の関係法令」とありますが、一般に、「その他の」はその前の語句がその後の語句の例示とされています。この「関係法令」とは、太陽光発電設備の廃棄に関する法令の類に限らず、例えば事業の廃止について関係する法令があるなら「その他関係法令」とする方が適切ですし、この条例で太陽光発電の撤去に際して、住民説明を義務付ければ、「その他関係法規」となると考えますが如何でしょうか?	ご意見を踏まえ、第2号の表記を以下のとおり修正します。 「事業者は、太陽光発電事業を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他の関係法令の規定に基づき、適切に処理しなければならない。」
62		事業が物理的に運用可能な期間について事業開始時に定め、満期時には撤去させるべし。 何年か後にあきらかに少量しか発電していないのに事業を行っていると事業者が主張し、撤去を行わず、放置し、しまいには連絡が取れなくなる可能性がある。 事業として成り立っている発電量についても予め規定しておくべきである。結局泣きを見るのは住民である。	事業期間については、事業者において予定期間を計画されていると思われますが、その予定期間以後については、国内の電力需要、事業性などから判断されるものと考えます。
63		パネル処分に関する事項	太陽光発電設備の撤去及び処分については、第15条第2項により、関係法令の規定に基づき適正に処分をするよう定めております。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
64	第16条 (施設撤去の届出)	太陽光発電設備の撤去の際にも、住民説明は必要と思われますが如何でしょうか？	撤去時は、設置時ほど影響が大きないと考えられることから、説明会の義務付けは考えておりませんが、事業者が工事に伴う工事期間の周知などについて、必要に応じて実施していただくななど、施行規則等を制定する際に参考にさせていただきます。
65		「速やかに」ではなく日数を指定し、超過したなら罰則も設定すべきと考えます。	市として市内の太陽光発電設備の把握をするために届出をいただくため、日数の指定及び罰則は設けないこといたします。
66		撤去の報告を受け、市は現地を確認し適正に戻されていることを確認すること。また、問題があれば是正せること。撤去に必要な費用について、事業者に担保金を入れさせておくこと。貨幣価値は変わってしまうが、ないよりはよいかと。	施設撤去の届出には完了写真を添付していただくなど、届出時に現地の確認ができるようにし、問題があれば必要に応じて助言又は指導し対応いたします。また、市が事業者から担保金を受領することは適切ではないと考えます。
67	第17条 (報告の徵収)	「太陽光発電事業に関する」とありますが、これは単なる第2条第2号に規定する「太陽光発電事業」だけでなく、同条第1号の「太陽光発電設備」や同条第4号の「事業区域」も含んでいると考えますが、いかがでしょうか。 他に「太陽光発電事業に関する」が使ってある箇所が、第4条第3項及び第7条にもあります、同様です。 「関する」は、「係る」がその前後で結び付けられる事柄が直接的なつながりを持っていることが多いのに対して、直接的なつながりに用いられるではなく、直接的な関係がない場合や、もっと漠然とした関係である場合に使用されるものであり、「関する」はある事柄を中心として、これと関係があることを表すときに用いられることから、ここでいう「太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出」とは、「太陽光発電事業をはじめ太陽光発電設備や事業区域等に關係する報告又は資料の提出」だということでおろしいんですね。	ご意見のとおりです。
68		「徵収」は主に金銭収集に用いる語句です。「報告の要求」等使用語句再検討が必要と思います。	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。 「報告等」
69	第18条 (立入調査)	第1項及び第2項について、第2条(5)で「周辺関係者」=「ア 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者」「イ 自治会の代表者」となっております(が範囲が不十分と考えます)が、「関係者」の定義が当条例(素案)内に見当たりません。記述不備と考えます。	関係者は事業に關係する者となります。
70	第20条 (勧告)	素案の第13条第2項では、「事業者は、前項第3号の措置を講じたときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。」とありますが、この報告をしなかったときの対応が、第20条第1項中にはありません。 そこで、素案の第20条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えてみてはどうでしょうか。 (6) 第13条第2項の規定による報告の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 なお、前の5番目で提案した第13条に第3項(維持管理の実績報告)を加えたときは、「第13条第2項」は「第13条第2項又は第3項」としてください。	ご意見を踏まえ、以下の表記を追加します。 「第13条第2項の報告を正当な理由なく行わず、又は虚偽の報告をしたとき。」
71		(5) 第13条の規定による適正な維持管理を怠ったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。 とされています。 この「13条」は2項で構成されており、ここでは「13条第1項」とすべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、第5号の表記を以下のとおり修正します。 「第13条第1項に規定する適正な維持管理を怠ったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。」
72		(5)「適正な維持管理を怠ったことにより」とされていますが、怠ったことをどのように把握し、判断されるのでしょうか。 さらに、「被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき」とありますが、これについても何をどのように把握し、判断されるのでしょうか。 この第5号を除く第20条第1項各号は、「協議を行わない」、「説明会を開催しない」、「届出をしない」、「設置していない」、「報告を拒む」、「資料の提出を拒む」、「立入調査を拒む」など、行われなかつたことを確認することであり、誰でも確実に判断できる事項ですが、第5号中の「怠った」や「被害を与えた」とかは、行われたこと等について比較的の判断を要することであり、どのように確認されるのでしょうか。 前の5番目の第13条(適正な維持管理)の中で、事業者から、維持管理の実績報告を求める 것을提案しましたが、これが機能すれば、「怠った」ことの把握ができると思います。 「被害を与えた」ことについては、周辺関係者へのモニタリングが必要かもしれません。	周辺関係者等からの情報提供等により状況を把握し、市職員が現場確認の上、事業者からのヒアリング、資料提出などを実施することを想定しております。
73		(5)素案では、適正な維持管理を怠っていても、被害を与えていなければ、又は被害を与えるおそれがないければ必要な措置を講ずるよう勧告することができないことになっていますが、適正な維持管理を怠っているだけでも、必要な措置を講ずるよう勧告することができるよう、できませんでしょうか。	適正な維持管理(第13条)を怠った場合、第19条にて事業者に対し、指導等をすることとしており、これに正当な理由なく従わなかった時は第20条第1項第9号に該当するものです。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
74	第20条 (勧告)	(3)第14条(地位承継の届出)においても、「市長に届け出なければならぬ」とされていますが、この第14条も対象とするべきではありませんか。それとも、除く理由があるのでしょうか。第9条中で「届出」があるのは、第1項及び第3項ですが、第15条を「第15条第1項」と限定するのであれば、第9条も「第9条第1項、同条第3項」とすべきではありませんか。 そこで、第3号は、次のようにされてはどうでしょうか。 (3) 第9条第1項、同条第3項、第11条、第14条、第15条第1項又は第16条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。	ご意見を踏まえ、第1項第3号を以下のとおり修正します。「第9条第1項、同条第3項、第11条、第14条、第15条第1項又は第16条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。」
75	第22条 (土地所有者等への特例等)	「第13条、第17条から第20条(第1項第1号から第4号までを除く。)までの規定」は、「第13条及び第17条から第20条(第1項第1号から第4号までを除く。)までの規定」ではないでしょうか?	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。「第13条及び第17条から第20条(第1項から第4号までを除く。)までの規定を適用する。」に修正します。
76		「第13条及び第17条から第20条(第1項から第4号までを除く。)までの規定を適用する。」ではないでしょうか。	
77		条例は、よく考えられていると思いました。 条例が良くても、解釈や運用次第。時の市長さんや担当者さん、世論などにより、現場で行われることは、幅広く変わるものです。 あまりテレビでは報道がないようで、新聞では時々見ることがありますが、太陽光発電に関して、日本各地で様々なトラブルがあるようです。 県内でも、水質が悪くなり産業に影響が出ている、パネルが放置されているなど、知人たちから聞きます。 業者の選定(実績、トラブルはないか、経営は安定しているか、地元との合意形成は強引でないかなど)は、丁寧に、確認していただくことを望みます。	関係法令、国・民間団体が定める各種ガイドライン、本条例を遵守し、地域と共生した太陽光発電事業となるよう努めてまいります。
78		第22条の2で、土地所有者の責任が謳われていますが、業者撤退時に、実際、責任を取り切れるのか。仮に、遠方や外国籍で、所在確認ができなくなった時や、相続放棄された時などは、市が責任を取ってくれるのか、そうなった時の予算として、新たな税金徴収があるのか、気になりました。 山林や空き家の所有者が不明になることは、以前から全国にある話です。	土地所有者等と事業者間の契約であるため、市が撤去費用を負担することは想定していません。
79		技術革新の速度も上がっているので、もっとエコな技術が出てくる可能性もあります。福岡市では、水素発電を始めたようです。 国の施策の方が遅いことが多いので、急がずに、しっかり情報収集して、進めていただけたらと思います。	貴重なご意見として承ります。
80		土地所有者を事業者とみなしつつありますが、事業継続困難、事業終了時などパネルが撤去されない時は土地の持ち主が負担し撤去となりますか?	第22条第2項のとおり、適切な措置を契約時に定めてご対応いただくこととなると考えます。
81	附則 第1項 (施行期日)	附則第2項の準備行為を、附則第1項ただし書により、令和8月1月1日の施行としたのは何故ですか?令和8年1月1日以前に行われた準備行為は、改めて1月1日以降に行わなければならないのでしょうか?附則第1項ただし書は不要と思われますが如何でしょうか?。	ご意見を踏まえ、表記を以下のとおり修正します。「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」
82	附則 第3項 (既存設備等に係る経過措置)	附則第3項において、既存設備等について適用するとされた第12条及び第20条の条文には、既存施設等には直接関係のない第7条、第8条及び第9条の記載がありますが、この部分について、附則第4項の中で除くことを規定しておかなくてもよいのでしょうか。 規定しなければならないのならば、次のように修正してはどうでしょうか。 4. 既存設備等に対する第10条第1項、第11条第1項、第12条及び第20条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「設置工事に着手した後速やかに」とあるのは、「令和9年3月31日までに」と、第11条第1項中「第9条の規定による届出をした事業者」とあるのは、「事業者」と「設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに」とあるのは、「令和9年3月31日までに」とし、第12条中「第9条第3項及び」を、第20条第1項第1号を、同項第2号中「第8条第1項、第9条第3項又は」を、同項第3号中「第9条、」を除くものとする。	附則についての記載は、適切であると考えますので、原案のとおりいたします。
83		附則第3項において、既存設備等について適用するとされた第10条(標識の設置)及び第11条(事業開始の届出)については、附則第4項の読み替え規定により、令和9年3月31日までに標識を設置し、太陽光発電事業の内容について、市長に届け出なければならないとされています。 条例施行後、1年間の猶予期間がありますが、この間、どのように周知・徹底されるのでしょうか。 現時点で想定されているスケジュール、周知の方法等を教えてください。	市ホームページや市広報の活用に加え、経済産業省ホームページ等から事業者の情報を収集し、文書送付などを検討しています。
84		過既存設備等にも条例を適用させることとされたのですから、それを確実なものとするために、第11条の規定によりゆだねられた「規則」の中で規定されるであろう「太陽光発電事業を開始する旨の届出書」を既存設備等に適用するに当たっては、「誓約書」の添付を求め、その中で、 ①関係法令(市の条例・規則を含みます。)を遵守すること。 ②周辺関係者と適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺関係者に十分配慮して太陽光発電事業を実施すること。 ③適切な保守管理及び維持管理を実施すること。 ④地域環境等の保全に支障が生じたときは、速やかな措置を講じること。 などを誓約せねばどうでしょうか。 誓約書において、市の条例・規則を遵守するとしているので、当然、条例・規則の規程どおりにできていなければ、必要な措置を講じるよう勧告し、さらには正当な理由なくこれに従わないときは公表ができますことについては、承知され、理解されると思います。	誓約書については、施行規則にて規定を予定していますので、ご意見を参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
85	附則第3項 (既存設備等に係る経過措置)	既存の設備、新条例が制定されるまでに設置される設備についても新条例を適用すべきである。	既存設備等に関しては、附則第3項にて第4条、第5条及び第10条から第22条までの規定を適用することを定めています。
86		過去に設置された既存設備等を所有する事業者に対して、標識の設置、事業開始の届出、適切な維持管理等の義務付けを行い、これらができていなければ必要な措置を講じるよう勧告し、さらに正当な理由なくこれに従わないときは公表ができることについては、「刑罰法規不遡及の原則」の観点から若干気になるところです。 これは、一般に「実行時に適法であった行為を、事後に定めた法令によって遡って違法として処罰すること、実行時よりも後に定めた法令によってより厳しい罰に処することを禁止する原則」のことです。(民事的なものについては「不利益不遡及の原則」があります。)。 氏名等の公表は、一般には事実の公表であって行政処分ではないとされていますが、行政罰的な側面があるという意見は以前からありました。	既存設備等に対して、第22条(公表)を適用することとしておりますが、施行日以前の状態に遡及適応するのではなく、施行日後の対応を対象としております。
87	附則第5項 (施行日から令和8年6月30日までに設置の工事に着手する太陽光発電設備に係る経過措置)	令和8年6月30日までに事業者が設置の工事に着手する太陽光発電設備については適用しない、とありますが、その日までは市長との協議は必要ないとのことですか? かけこみ建設などがなければいいと思います。	令和8年6月30日までに事業者が設置の工事に着手する太陽光発電設備については、既に事業計画を予定している事業者へ過度な負担にならないよう経過措置として、事前協議は要しないこととしておりますが、説明会及び事業計画の届出等は必要です。
88		附則第5項及び第7項は次のようにされてはどうでしょうか。 (執行日から令和8年6月30日までに設置の工事に着手する又は関係法令等による許可申請、届出その他の手続を要する場合にあっては、令和8年5月31日までに当該手続をする太陽光発電設備に係る経過措置) 5 第7条の規定は、執行日から令和8年6月30日までに事業者が設置の工事に着手する又は関係法令等による許可申請、届出その他の手続を要する場合にあっては、令和8年5月31日までに当該手続をする太陽光発電設備については適用しない。 6 (略) 7 附則第5項の太陽光発電設備に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前までに(関係法令等による許可申請、届出その他の手続を要する場合にあっては、当該手続をする日までに)、第7条の協議及び前条第3項」とあるのは、「着手する日の30日前までに(令和8年4月30日以前に設置工事に着手するものにあっては、着手の日までに、関係法令等による許可申請、届出その他の手続を要する場合にあっては、当該手続をする日までに)、前条第3項」とする。	他の関係法令等による手続きについては、それぞれの関係法令ごとに手続きを行うものと考えておりますので、原案のとおりとします。
89	全体	農地に太陽光発電設備を設置する場合について、国土交通省は、原則として「太陽光発電設備を設置する際の農地転用や盛土・切土は開発行為には当たらず、開発許可是不要」との考えを示しています。しかし、「地域と共生した太陽光発電事業を推進」し、地域住民の生活の安全を確保する観点からは、太陽光発電設備を設置することによる周辺住民及び周辺土地への影響に配慮した規制・確認が必要と思われます。他の市・団体の規制・確認基準を比較・検討し、基準案を作成し、その基準案に対する市民の意見募集を経て周南市の規制・確認基準を明確にすることが、地域住民と設備設置業者との信頼関係も築け、「地域と共生した太陽光発電事業を推進する」ことになると考えますが如何でしょうか?	本素案は、本市における状況を踏まえた上で、他自治体の条例等を参考に作成し、広くご意見を伺っているところです。国においても地域の理解の促進や適正な事業規律の確保の取組を進めており、太陽光発電設備を設置する場合、電気事業法に基づく手続きをはじめ、各法令による手続きや一定の規模以上の発電所は、環境影響評価法により、地域環境への配慮が図られると考えます。貴重なご意見として承ります。
90		本文中、対象となる「太陽光発電設備」の記述が見当たりません。条例(素案)名称が「(仮称)周南市太陽光発電設備の~」ですので、市内設置設備が前提、と思いますが、「市内に一部の設備を持つ第2条(2)に該当する太陽光発電事業」が対象となるのか等不明確です。	太陽光発電設備は第2条第1項第1号にて定義をしております。
91		「全ての設備が市外に存在するが、市内地域環境等に影響を与えると考えられる太陽光発電事業」(例:市内流域河川の上流に建設予定の太陽光発電事業等)について何らかの記述が必要と考えます。	条例は制定した地方公共団体の区域内にのみ適用されることから、本素案に市外設備を規制する記述は適切ではないと考えます。
92		各所に「規則」との表記が散見されておりますが、最初から読む限りでは「規則」とは何なのかわからぬ中、第23条に「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とあります。最初に「規則」と表記のある第2条の「規則」の表記を「第23条に定める規則(以下「規則」とする)」の様な表記とするべきと考えます。	規則についての記載は、適切であると考えますので、原案のとおりいたします。
93		各所に「よう努めなければならない。」等の表現ありますが、当該表現では「努めればよい:最終的な実施に至らなくともよい」と判断されかねません。当該表現すべてとは言いませんが、全ての「よう努めなければならない。」との表現箇所を「しなければならない」と言った断定表現にすべきかどうか再検討・文面修正が必須と考えます。	義務と努力義務の規定は、内容を考慮し定めており、原案のとおりいたします。
94		「条例内の日付表記は元号限定」といった規則法律等々があるのでしょうか。でなければ、日付表記を元号西暦併記とすべきと考えます。	本市は、元号を使用することで統一しております。
95		当該条例は「市太陽光発電設備」に関する条例(素案)ですが、「太陽光発電設備」「発電設備」に限らず各種設備について同様の条例が必要と考えます。既にある条例含めて統括的条例制定を御検討宜しく御願い致します。	各種設備の取り扱いについては、それぞれ目的が異なることから包括的な条例制定は難しいと考えます。本市は、再生可能エネルギーの導入を促進していますが、この度は、本市における導入状況や国の動向等を踏まえ、太陽光発電設備の設置に関して条例を定めるものです。

番号	項目	意見の概要	市の考え方
96	全体	内容に不備不足多々見受けられると考えます。条例文面全面的に再検討・再検討文面で再度意見募集/パブリックコメント実施が必要と考えます。	いただいたご意見に対しては、再検討を行い必要に応じて修正し、市の考え方をお示しすることで対応いたします。再度の意見募集は行いません。
97		そもそも有害物質を含むものを野外に設置すべきでない。設置によって自然が壊される、自然災害によってたくさんのパネルが流される。たくさんのパネルが並ぶことでその周辺地域の気温が上がったり、反射光による影響も懸念される。人間の都合だけで森を切り開いたり、動物の生息域を分断したり、生存を脅かすべきではない。市長、事業者、周辺関係者しか記載されておらず、本事業が自然に与える影響について詳しい第3者が監督、意見する条項がない。	太陽光パネルには、パネルの種類によって鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれておりますが、それぞれ適切な処分方法があります。また、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものは環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続きを行うことになります。
98		全体的にゆるい。設置業者にとって都合のいい内容で、周辺住民が不利益をこうむる可能性が高い。市民への不利益が生じる可能性があるので、弁護士等にも本素案の作成に参加してもらるべきではないか。土地所有者と設置事業者の契約に関し、土地所有者が不利にならないような契約であるべし。市長による許可や承認が必要なく、届出だけで済んでしまうのはおかしいのでは。5年、10年等定期的に更新手続き、事業内容を確認して許可を要するものとすべし。そうしないとだらだらと少量だけ発電していても事業を行っているのでとあきらかに発電していくくても撤去を行わず、放置し、そのうちとんずらする可能性がある。泣きを見るのは住民である。定期的に設備の点検を行い、報告する義務を課すべき。点検内容については有識者に市が確認し、最低限必要な内容を盛り込ませる。また、市民にも事前に公示し、意見を求めるべし。ソーラーパネルの処理受け入れが困難なことを理由に事業者が処分を行わない場合どうするのか？事業者が倒産したり、土地所有者とも連絡がとれなくなつた場合、誰が対応、管理するのか。ただ事業者が事業を行えるように作られただけの内容に見え、住民に対する配慮に欠けると思われる。	本条例は、市内の設置状況を把握し、適切な維持管理について定めることで、良好な地域環境等の保全を目指すものであり、ご意見のような事業内容を制限することは考えておりません。不適切な事態に対しては、条例に則して対応いたします。
99		今までの状態で行くと農地と空き地は全て太陽光発電になってしまう恐れがある。	本市では、太陽光発電設備の適正な設置と管理について条例で定めることにより、生活環境等に配慮し、地域と共生した導入を推進してまいります。
100		巨大風力発電設備もありこんでほしいです。	この度は、太陽光発電設備に関しての条例となります、貴重なご意見として承ります。
101		森林を伐採してのメガソーラー発電は地域の環境を保全して建設することは難しいと思います。 パネルの表面温度と緑地では温度が違い過ぎるのでそこの環境を変えてしまうと思います。	環境影響の程度が著しいものとなる恐れのある事業は環境影響評価法の手続きが行われることとなるため、その手続きの中で環境への配慮を事業計画に反映させ環境への影響が最大限回避、低減されると考えています。
102		鳥獣保護区、緑地環境保全地域、水源かん養保安林、砂防指定地、急傾斜地、土石流出防備保安林、絶滅危惧種等、希少な動植物の生息域、一級河川、渡り鳥の飛行ルートなどは建設を禁止してほしい。これらを無視してしまうと人の生活も脅かされると思う。	財産権等の問題もあり、条例では個別の区域の設置に関して強く制限はしないものとします。
103		太陽光発電設備推進に反対します。近年市内においても太陽光発電設備の設置が増えておりますが、除草もされず管理が定期的になされない状態を多く見受けられます。県外でも山を切り拓き設置したせいで、土砂崩れや山の環境が変わり熊被害も増えております。 また、設備から発火する懸念もあり、その場合鎮火するのが困難です。設備の老朽化や破損の場合カドミウムによる土壤汚染もあります。 パネルの角度によつては近隣民家の気温上昇も考えられます。 中国製の発電設備はバグドアがつけられておる場合あり、その場合は突然操作不能の可能性があります。 また、太陽光発電設備の事業者は県外が多く、何か問題が起こってもすぐ対応出来ませんし、最悪連絡つかない場合もあります。 パネル自体もまだきちんと処理は確立しているとはいはず、10年後には廃棄に困った業者が放置する可能性があります。そうすれば最終的に市にて処分を考えねばなりません。自然破壊、環境破壊で阿蘇や釧路で問題になっているものを市として推進するのはいかがなものかと思います。 むしろ、現在もう出来上がったものに対してはきちんと規制し管理してもらい、新たに作らせない方向でお願いしたいです。もう一度再検討願います。	太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、国において気候変動対策の一環として普及が推進されていること、土地所有者にはその土地を一定の範囲内で利用する権利があることから、市が設置を禁止することは適切ではないと考えます。
104		新しい技術が開発されており(薄く自由に折り曲げられる)、今までのような太陽光発電システムは土地の使い方、景観も悪く、廃棄処分の問題といろいろあるので、もう作らせない方向に進むべきではないか。	
105	その他	メガソーラー建設が予定されていると思いますが、山地に太陽光パネル設置は高温になり環境に良いとは思えないですが、中止は難しいのでしょうか。	当該事業は環境影響評価法に基づき適切に手続きが進められております。